

○山井委員 二十五分間という短い時間ではありますが、生協法の改正、そして、それに関連して介護保険の改正、この介護保険の改正はおとついの質問に続いて例の介護予防の効果の実態調査についても質問をさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

まず最初の質問ではありますが、きょうは資料を幾つかお配りさせていただきました。

一ページ目にあります資料は、京都生協がずっと行っておりました買い物袋持参ということに対する運動の歩みであります。

今の園田議員の質問にもありましたが、今まで生協というのは割と小さく小ぢんまりとやっているというところから始まったものではあります。今日的には、阪神大震災の例をまつまでもなく、こういう災害のときへの対応、そしてまた環境、食の安全、地産地消、そういうさまざまな重要な取り組みを先駆的に行ってきた、社会に大きな影響を与えているということでもあります。そういう意味では、今まで規制規制とやってきたものをこれからもっと大きく事業化できるようにしていくという、この方向性そのものは私は非常にすばらしいと思っておりますし、今回の法改正に我が党も賛成をしております。

そこで、このような環境に対する取り組みで環境大臣賞も京都生協は受賞したわけでありまして。二ページ目にその主な取り組みを書かせていただきました。八三年から下鴨でレジ袋一枚を五円とするお買い物袋持参運動を実施していった、これが今全国に広がってきているということでもあります。言うなれば、京都発での環境への生協の取り組みが日本に大きく影響を与えているということだと思っております。

そこで大臣にお伺いしたいんですが、このような環境に対する取り組みを生協が今まで行ってきたことに関して、この京都生協の例も含めて大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○柳澤国務大臣 生協につきましては、まず食の問題については、先ほど園田委員の御質問にもお答えいたしましたように、地産地消であるとかあるいは産直であるとかというようなことで食の安全を追求される、そして有機農業による生産物を志向されるというようなことで、これについても環境面への配慮が念頭にあられたというふうに認識をいたしております。それからまた、今委員が資料でもってお示しされたように、レジ袋を有料化してその削減を図るマイバッグ運動というものを実施された、お買い物には自分で袋を持っていくというような取り組みが行われたということで、いずれも環境面において先駆的な取り組みが行われたということでございます。そういうようなことで、一九八三年からの取り組みということで、レジ袋有料化の流れは非常に大きく多方面に影響を与えたということで大いに評価されているものだと思っております。

厚生労働省といたしましては、もともと環境は我が省の所掌の中にあつたというようなこともありまして、生協におけるこうした取り組みがさらに発展していくことを期待いたしております。

○山井委員 京都は特に生協が非常に活発な活動をしておりまして、私も大学時代は生協に加入をしておりましたが、このような環境や食の安全の取り組みがいろいろ大きく影響を与えることに敬意を表しております。

また、次の三ページの資料を見ていただきましたら、これは京都生協のポジティブリスト対応について述べられております。

今の質問とも多少重なりますが、国民の命、安全を守ることは重要な国の仕事ではありますが、一方で国民による自主的なこのような生協の取り組みもまた命、安全の保持を推進してきておるわけで、例えば生協がこのような食の安全の分野で大きな役割を果たしてきたのではないかと思います。改めてになりますが、このような食の安全に関して生協がこれまで行ってきた活動に対する大臣の見解をお聞きしたいと思います。

○柳澤国務大臣 残留農薬の規制ということでポジティブリスト化というものが行われるようになりました。そういうことで、これに対してどういうふうに対応しておるかということ、かなり厳格に、まあ農業生産者の方も残留農薬規制に対しては遵守ということで非常にいろいろな御苦勞をいただいておりますけれども、同時に消費者の側からその受け手としてそのことに関心を払っていただけるということは、需要、供給両サイドでポジティブリスト化による残留農薬等の規制というものがきっちり日本の中で行われるということになりますので、私としては、こうした生協の取り組みもそうした一環として大いに評価されるべきものだ、このように考え

ております。

○山井委員 ありがとうございます。まさに、こういう市民同士の助け合い、そして、こういう環境や食の安全に対する取り組みをまず先駆的に生協がやられて、それを国が後押ししていく、そういうことも今後必要になってくると思います。

それで、次に五ページを見ていただきたいんですが、もう一つ、京都生協のみならず、全国の生協で今拡大しておりますのが、お年寄りや子育て支援などの活動なんですね。余り抽象的なことを言ってもなんですので、具体的な話をしたいと思って資料をつけさせていただきました。五ページです。

「くらしの助け合いの会活動紹介」ということでありまして、援助を受けたい人が利用会員になる、そして活動会員も募集しているということで、お互いが会員になって、助ける側、助けられる側が活動していくということでもあります。それで、「援助を希望される方はまずお電話ください」とここに電話番号が書いてありますが、ポイントは、当然のことなんですが、「援助活動は有償です。お互いが気がねなく活動をするために、有償にしています。二時間一単位千二百円（うち二百円は運営費）プラス交通費」ということであります。

例えば、「二人目の子どもさんが産まれたことで約一ヶ月、お姉ちゃんの幼稚園のお迎えに行くことになりました。私の子ども時代とは違い、自転車や車で迎えに行く人が多いのですが、なんと最高一時間かけて歩いて帰ります。風の強い日は風を感じ、雨の日は少し雨にあたってみる。暑い日は汗をかき、道ばたに野の花があればお友達やお母さんにプレゼント。」云々かんぬん。こういうことで、こういうふうな子育て支援の活動をやっておられる。この活動会員というのはヘルパーさんの方であります。

それで、下に用会員さんからのお便り。「四人目の子どもを家庭出産することになって、幼稚園に通っている子の迎えなどで、頭を悩ませているところ、「くらしの助け合いの会」のことを知り、早速電話しました。二人の活動会員さんが交替で来て下さって、いつも笑顔で気持ち良くお手伝い下さり、子どももすっかりなついていました。おかげで夫も安心して仕事ができ、私も安心して休養することができて、本当に家族ともども「助け合いの会」との出会いに感謝しています。」

こういう助け合いの活動をされているわけですね。ある意味で、営利目的ではなく、大々的にやるのではなく、こういう会員の中で助け合いをされてきたということでもあります。

ところが、次の六ページを見ていただきたいと思います。くらしの助け合いの会が今非常に困っておられるんですね。大臣も読んでいただきたいと思いますが、上から読ませていただきます。

「介護保険制度の見直しにより保険適用外の依頼が急増し、特にケアマネジャーからの問合せが圧倒的に増えました。地域包括支援センターをはじめとした行政・事業所・地域住民との協力関係を大切にしながら連携をし、依頼には前向きに応えてゆくため努力しました。」ということを書いてありますが、要はニーズが急増して対応し切れないということになっているわけでありまして。

それで、次のページ、ちょっと表で見にくいんですが、具体的に言うとはどういうことになっているかということ、二〇〇六年四月から二〇〇七年三月までで、一番下に手書きで書いてありますが、一万九千時間。二〇〇五年度が一万六千時間だったものが二〇〇六年度にはほぼ一万九千時間、三千時間ぐらいふえている。これでもニーズに対応し切れていないんですが。

この大きな理由が、介護保険改正によって今まで軽度の高齢者が受けていたサービスが保険外になった、介護保険で受けられなくなった。しかし、利用者、お年寄り本人は必要なので、具体的に言いますと、今まで週二回ホームヘルパーさんが来てくれていたのが一回になった、その一回分は必要ないんじゃないから必要なんだから、介護保険でやってくれないんだったら、自己負担でもしょうがないから生協さん頼みますと。あるいは、二時間来てくれていたのが一時間半で帰ってしまう、だからやり残された仕事があるということなんですね。

ところが、問い合わせが多過ぎて対応し切れないと。そして、介護保険改正でニーズがふえてヘルパーさんが悲鳴を上げている。事業は、あくまでも地域の助け合いであって、そんなに大々的にやることを想定していない。実際、この介護保険改正でサービスカットの駆け込み寺に生協がなっている。何かこういう介護保険改正の下請になるのは私もおかしいのではないかなと思います。

そういう意味では、事務局の方々も本来の趣旨と違うのではないかと。本来、国がやるべきサービスを、介護保

険の中で国がやってくれないとおかしいのではないかという声が生協の中からも上がっているわけであります。

そして、次の九ページを見ていただけますか、これはおとつにお示しした資料と同じであります、まさに今の生協の現場の悲鳴を裏づけるように、九ページの東京都社協の調査によると、訪問介護は、「今まで利用していた時間や回数を減らさざるを得なくなった」が六三・四%、三人に二人がカットされている。「今まで利用していたサービスが利用できなくなった」が五人に二人。もちろん、使い過ぎていて不要だった部分も一部はあるかもしれませんが、サービスの必要だった部分は自己負担をしてでも生協で利用しようということになっているわけです。こういう状況なわけですね。

そこで大臣にお伺いをしたいと思います。

今、おとつも質問しましたように、介護保険の改正、つまり、軽度の方が新予防給付、介護予防に認定が変わる中でサービスが減らされているんですね。それで、今回、厚生労働省がことし一月から始められたこの調査事業の中では、どんな項目になっているかという、具体的な項目をちょっと申し上げます。十五ページですね。どんなことを聞いているか、継続的評価分析支援事業で。家族構成、落ち込みやすさ、認知的活動、介護予防サービス等の内容、食事・栄養の状態、社会的支援、活動、アクティビティーの内容等、十五ページに書いてありますような調査をしているんですが、私が見たところ、介護保険でサービスが減ったがゆえに、こういう生協を初めほかのサービスを自己負担で利用しているという部分の調査がないんですね、この項目の中に。

でも、ぜひ考えてほしいんですけれども、介護保険で受けられるサービスが減りました、それで要介護度がどうなりましたかという、要介護度は変わっていない、だからサービスをカットしたけれども大丈夫だったんだという結論というのはちょっと早過ぎる。その方々は、介護保険のサービスを利用できなくなったから、泣く泣く全額自己負担の生協とかほかのサービスを利用されているケースもあるわけですよ。つまり、カットされて、そのことによってほかのサービスをどれだけ利用されているのか、そして、そのことによって自己負担がどれだけアップしたのかということまで調査しないと、介護保険のサービスが減りました、それで要介護度がどう変わりましたかというだけでは正確な調査にならないと思うんです。実際、介護保険でサービスが半分になっても、その残り半分を生協やほかの全額自己負担のサービスを買っておられたら、サービス量自体は減っていないわけですからね。

そこで、この介護保険の改正の効果をよりきっちり把握するためには、こういう生協を初めいろいろな外部のサービスをこの介護保険改正によってどれぐらい利用することになったのか、そして幾らぐらい自己負担がアップしたのかということもあわせて調査をすべきではないかと私は思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 介護保険につきましては、十八年四月に、実施になりましたけれども、改正が行われたわけでございます。そういうことで、介護の要介護区分とか要介護の程度というものをしっかり見まして、要支援の方というものをつくったり、あるいは特定高齢者というものをつくったりしまして実施をさせていただいているわけでございます。そういうときに、要介護区分からいって認められなかった部分を御自身で、今の生協のくらしの助け合い活動において支援するというこうしたことは、これはある意味で想定されているということが介護保険制度のありようだ、基本的な考え方だということでございます。

そもそも介護予防サービスというのは、予防の観点から本人にできることはできるだけ本人が行うということ、それからまた、地域の住民による自主的な取り組みによる支援であるとか、インフォーマルと申しましうか、そうした生協等の福祉サービスの利用などについても考慮するということになっておりますので、私どもとしては、新たに項目を追加して調査をするということは考えておりません。

○山井委員 それで、この新予防給付、介護予防への転換に関しては、二年前の厚生労働委員会で尾辻大臣に私が家事援助とかがカットされるんじゃないでしょうねということを質問して、その結果、尾辻大臣がお二人のお年寄りの家庭を訪問されたということがあったわけです。新予防給付になるであろうと厚生労働省が想定している代表的なモデルとなる方のところに行ってくださいということをお願いしたら、尾辻大臣が行かれたわけです。そして、その方々はホームヘルプを利用されておりました。

そのときに、ここに二年前の平成十七年四月六日の議事録がありますが、その尾辻大臣が訪問された二人の高齢者は新予防給付の対象になるわけですが、どういうサービスを受けられるようになりますかということをお私

質問したわけですね。そうしたら、極めて適切なサービスが行われている、それであれば今後の見直しで変える必要があるものではないというふうに答弁をされております。

そこで大臣にお伺いしたいと思います。

あれから二年たちました。その尾辻大臣が訪問されたお二人の利用者のサービス内容は実際に変わったのか変わっていないのか、お答えください。

○石田副大臣 端的にお答えいたします。

品川区に問い合わせ、確認いたしましたところ、一人目の方は、平成十七年当時八十四歳、現在八十六歳で、女性で単身の方であります。要介護度は、当時は現在の要支援一に当たる要支援で、現在は要支援一であります。ですから、平成十七年当時は、その方は訪問介護を週一回、一回当たり二時間、配食サービスを週二回利用していた。現在は、介護予防訪問介護を週一回、一回当たり一・五時間、配食サービスを週二回利用しております。

もう一人の方は、平成十七年当時七十八歳、現在は八十歳の女性で、単身の方ですが、要介護度は、当時は現在の要支援一に当たる要支援で、現在は要支援一であります。利用しているサービスは、平成十七年当時は、訪問介護を週二回、一回当たり二時間、福祉用具貸与として特殊寝台、配食サービスを週二回利用しておりました。現在は、介護予防訪問介護を週二回、一回当たり一・五時間、配食サービスを週一回利用している、こういう状況でございます。

○山井委員 確認しますが、お二人とも二時間だったサービスが一時間半に減ったわけですね。サービス内容が変わったわけですね。かつ、お一人の方は、レンタルでベッドを借りられていたのが購入せざるを得なくなったということですか。そこを確認します。

○石田副大臣 時間につきましてはおっしゃるとおりでございます、ベッドにつきましては、現在、御本人は一般ベッドを購入している、こういうことでございます。

○山井委員 これはこのときの答弁と違いますよ。尾辻大臣は、厚生労働省に確認したが、この二人は極めて適切なサービスが行われている、今後の見直しで変える必要があるものではない、今までの適切なサービスが行われているものが変化するものではないと明確に答弁しているんですよ。貸しベッドはレンタルが中止され、二時間だったサービスが一時間半に減っているんだしたら、これは変化しているじゃないですか。二年前の答弁と違うじゃないですか。

○石田副大臣 ベッドの問題もございましたけれども、この女性の方は、先ほど申し上げましたように一般ベッドを利用されている、こういうことではありますが、福祉用具貸与につきましては、十八年四月から軽度者の利用について適正化を図りまして、仮に疾病等の原因により福祉用具の必要な状態になったと判断されれば、医師の意見と適切なケアマネジメントに基づいて給付をされる、こういうことでございますから、現在におきましては、一律に全部が切られているということではありません。

○山井委員 一回買ったベッド、また貸しますと言っても、もう遅いんですよ。それで、実際、答弁とこれは矛盾しているじゃないですか。二年前の答弁は間違っていたんですか。

それで柳澤大臣にお伺いします。こういうことがあるから調査を急いでくれと言っているんですが、一月から始めたこの調査、いつ第一回のデータが出てきますか、厚労省が把握するのは。

○柳澤国務大臣 この調査をいたしておるわけでございますけれども、できるだけ早く仮集計をいたしたいということをお申し上げましたけれども、具体的にサービス量の変化につきまして調査をするというようなことを仮に行うとしても、要介護度や心身の状態にそれがどのような影響を及ぼしたかということをきちんと分析することが必要でありまして、そういう意味合いでは、一定期間にわたり相当数のデータを収集した上で私どもとしてはこのサービス量の変化と心身の状態との関係を検討することが必要だということに考えているわけでございます。

したがって、仮に、仮の集計を行うということといたしましても若干の時間を要するということは御理解願いたいところでございます、年度内に仮集計を行うように最大限努力したい、こういうことを申し上げたいと思います。

○山井委員 自立支援法でも施行を四月からやって、半年で見直して、そこでサービスがかなりカットされているということで厚生労働省、政府は見直しされたじゃないですか。なぜ介護保険だけ一年半や二年もかかるんで

すか。

やはりそこは早急にやらないと。このようにサービスが実際減っているわけじゃないですか。かつ、柳澤大臣、これは二年前に尾辻大臣が答弁した、サービスが変わらないと言っているのが変わっているじゃないですか。これはどうするんですか。答弁を変えるんですか。大臣、答弁どおりになっていないですよ。二年前にはこのお二人のお年寄りのサービスは変わらないと言ったのに、実際変わっているじゃないですか。これは虚偽答弁ですか。これはそういう答弁を信じて議論したんですよ、大臣。

○柳澤国務大臣 私どもとしては、まず第一にきちっとした要介護の区分の認定をしているわけですから。それでもって実施として介護のサービスを行っているということでございまして、その上で地域包括支援センターによってモニタリングをしておるということでございまして、不適正な過少サービスがあれば、このモニタリングを通じて把握して改善する仕組みになっている、こういうことでございます。

そういう不適正な過少サービスが発生しないようにということは、累次にわたっていろいろと連絡徹底をいたしておるつもりでございます。昨年十月には、自治体職員を集めた全国会議において、包括支援センターによる確認の徹底、あるいは不適正なサービスを提供する事業者に対する都道府県、市町村による是正指導、こういったことを周知徹底いたしているところでございます。その後におきましても、全国介護保険担当課長会議の機会を通じて同様の活動をいたしております。

さらに、地域包括支援センター・介護予防に関する意見交換会というものを開催いたしまして、そこに都道府県、市町村の方々に参加をしていただきまして、実際に包括支援センターで介護予防サービスのケアプラン作成業務を行っている担当者などと意見交換を行う、そういう機会を通じて実態把握に努めているところでございまして、今後とも、介護予防サービスが不適正な過少サービスにならないよう私どもとして努めてまいりたいと考えているところでございます。

○山井委員 時間が終わりますのでもう質問はしませんが、大臣、そんなことを言っているんじゃないんですよ。

もしサービスが減る可能性があるんだったら、あの質疑のときに、この二人のサービスは変わりませんと約束しなかったらいいじゃないですか。あのとき委員会全体で歓声が上がったんですよ、二人のサービスは変わりませんと尾辻さんが言って、与野党の委員席からおおっと。サービスは減らないのか、それだったら問題ないかなと思ったわけじゃないですか。それから二年たったら、実はサービスを減らしていました、ベッドのレンタルも中止していました。これだったら虚偽の答弁じゃないですか。

生協にとっても、国がやるべきことはきちりやらないと、こういう国がやるべきことのしりぬぐい、下請を生協に持っていくというのは趣旨がおかしいと思うんです。

最後に委員長をお願いします。

この二年前の答弁と実態は変わっている、明らかにこれは虚偽答弁ですよ。このことはちょっと理事会で協議をしてほしいと思います。委員長、協議をしてください。

○櫻田委員長 理事会で協議いたします。

○山井委員 以上で質問を終わります。